

諮問庁：運輸安全委員会委員長

諮問日：令和4年8月1日（令和4年（行情）諮問第448号）

答申日：令和5年8月3日（令和5年度（行情）答申第221号）

事件名：特定事故に係る資料のうちマイクロフィルム化して保存している文書の目録の不開示決定（不存在）に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和4年6月8日付け運委総第89号により運輸安全委員会事務局長（以下「処分庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

請求人は本年4月15日、処分庁に対して、本件対象文書に係る行政文書について行政文書の開示請求を行った。

この行政文書の開示請求に対し、処分庁は本年6月8日、「請求文書については、作成・取得しておらず、不存在」という通知を送ってきた。

しかし、目録やどんな資料がマイクロフィルム化したのか分かる資料を作成していないということは、何をマイクロフィルム化したのか、資料の内容を把握できないということであり、マイクロフィルム化した意義を持たないことも意味する。このため、作成していないという愚行を平然と行政機関がしていることはおよそ考えられない。また、目録などがなければ、法に定める「説明責任の規律」から外れ、違法状態と言わざるを得ない。ついては、文書探索に向けた再考を運輸安全委員会に強く求めるものである。なお、審査請求人は請求の返答如何によっては、今回の請求の顛末を特定報道機関で報道する意図を持っているので留意されたい。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 本件審査請求について

(1) 本件開示請求は、法に基づき、処分庁に対し、本件対象文書の開示を請求されたものである。

(2) 本件開示請求を受け、処分庁は、本件対象文書について、不存在を理由として原処分を行った。

(3) 本件審査請求は、審査請求人が、運輸安全委員会委員長に対し、本件対象文書の開示を求めて原処分の取消しを求めたものである。

## 2 審査請求人の主張

上記第2の2のとおり。

## 3 原処分に対する諮問庁の考え方

審査請求人は、原処分を取消し、対象文書の開示を求めていることから、以下、本件対象文書を不開示としたことの妥当性について検証する。

### (1) 本件対象文書の不存在について

本件対象文書については、開示請求のあった時点で運輸安全委員会において保有しておらず不存在である。

特定事故の調査資料については、事故原因の究明及び再発防止のために必要なものは、すべて事故調査報告書に記載することにより、事故調査報告書の一部として、現在は、国立公文書館に移管され、保管されている。

運輸安全委員会の前身である運輸省航空事故調査委員会においては、内規で「文書管理規則」が規定され、調査資料については、10年という保存期間が定められていたところ、特定事故の調査資料については、保存期間が満了（平成10年末）したことから、平成11年に紙媒体調査資料を廃棄する際、任意で、その一部をマイクロフィルム化した。その際、本件対象文書が作成されたか否かについては確認できなかった。

本件審査請求に際して、念のため、本件対象文書の保有の有無について探索したところ、実際に保有していなかった。

審査請求人は、審査請求書において、目録やどんな資料がマイクロフィルム化したのか分かる資料を作成していないということは、何をマイクロフィルム化したのか、資料の内容を把握できないということであり、マイクロフィルム化した意義をもたないことも意味する。このため作成していないという愚行を平然と行政機関がしていることはおよそ考えられないと主張する。

しかしながら、マイクロフィルムについては、公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号。以下「公文書管理法」という。）に基づき、適切に保存しているところ、目録やどんな資料がマイクロフィルム化したのか分かる資料がなかったとしても、映写機で一つ一つマイクロフィルムを確認することにより内容を把握することが可能である。

### (2) 本件対象文書の不存在は違法状態ではないことについて

審査請求人は、審査請求書において、目録などが無いのであれば、法に定める「説明責任の規律」から外れ、違法状態と言わざるを得ないと

主張する。

しかしながら、特定事故の調査資料については、事故原因の究明及び再発防止のために必要なものは、すべて事故調査報告書に記載することにより、事故調査報告書の一部として、現在は、国立公文書館に移管され、保管されている。

運輸安全委員会の前身である運輸省航空事故調査委員会においては、内規で「文書管理規則」が規定され、調査資料については、10年という保存期間が定められていたところ、特定事故の調査資料については、保存期間が満了（平成10年末）したことから、平成11年に紙媒体調査資料を廃棄する際、任意で、その一部をマイクロフィルム化した。その際、本件対象文書が作成されたか否かについては確認できなかったが、マイクロフィルムについては、公文書管理法に基づき、適切に保存しているところ、目録やどんな資料がマイクロフィルム化したのか分かる資料がなかったとしても、映写機で一つ一つマイクロフィルムを確認することにより内容を把握することが可能である。

また、平成13年に施行された法において「行政文書」とは、「行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該行政機関の職員が組織的に用いるものとして、当該行政機関が保有しているものをいう。」（2条2項柱書）と定義されており、請求時点において保有していない行政文書を開示請求に応ずるために作成する必要はないことを意味している。

以上のことから、本件対象文書を不開示とした原処分は妥当であると考ええる。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- |   |           |               |
|---|-----------|---------------|
| ① | 令和4年8月1日  | 諮問の受理         |
| ② | 同日        | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 令和5年7月12日 | 審議            |
| ④ | 同月27日     | 審議            |

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、これを保有していないとして不開示とする原処分を行った。

審査請求人は、原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

## 2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 当審査会事務局職員をして改めて確認させたところ、諮問庁はおおむね以下のとおり説明する。

ア 理由説明書に記載のとおり、本件対象文書は、法令上作成が義務付けられているものではなく、関係部署において、行政文書ファイル管理簿の検索を行うとともに、執務室及び書庫等を探索したが、本件対象文書の存在は確認できなかった。

イ 特定事故の調査資料をマイクロフィルム化した目的は、保存期間が経過した紙媒体の当該資料を規則に基づき廃棄する際に、当時、永久保存としていた事故調査報告書に準じて、手元に長く留め置くためである。

また、マイクロフィルム化した当該資料の利用目的は、将来、特定事故と同規模の事故が発生した際に、当時の事故調査の手法を参照するためである。なお、国際民間航空条約においては、事故調査のために収集し作成した資料は、事故調査以外の目的に利用できるようにしてはならないとされている。

ウ マイクロフィルム化した当該資料の利用実績は、マイクロフィルム化した当時から特に記録が残っていないが、運輸安全委員会発足時（平成20年10月）以降の担当者に確認したところ、発足時からほぼ利用していないと認識しており、本件対象文書を利用した形跡もない。

エ また、本件対象文書については、行政文書ファイル管理簿へ登録された形跡も、廃棄簿へ登録された形跡も確認できなかった。

オ 当該資料のマイクロフィルム化は、飽くまで手元に長く留め置くために紙媒体を廃棄する際に機械的に行ったものであり、マイクロフィルム化した当時から明確な利用目的がなかったため、あえて目録を作成する必要はないと考えた、又は目録を作成するという考えに至らなかったと推察される。マイクロフィルム化した当該資料を緊急的に利用することは想定していないため、本件対象文書がなくても、参照したい時に映写機で当該資料の内容を確認することで特段の支障はなく、当該資料の有用性は発揮され则认为。

カ 本件開示請求を受け、念のため、運輸安全委員会内において、改めて行政文書ファイル管理簿の検索を行うとともに、執務室及び書庫等を探索したが、本件対象文書の存在は確認できなかった。

(2) 諮問庁の上記(1)の説明に特段不自然・不合理な点があるとはいえず、これを覆すに足る事情も認められない。

また、文書の探索が不十分であるともいえない。

したがって、運輸安全委員会において本件対象文書を保有していると

は認められない。

3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、運輸安全委員会において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 藤谷俊之, 委員 石川千晶, 委員 磯部 哲

別紙（本件対象文書）

特定事故で、事故を調査した運輸省航空事故調査委員会が破棄した原本資料のうち、マイクロフィルム化して保存している文書の目録のすべて（何がマイクロフィルム化されているのか分かる資料）